

事業者の皆様へ

火災予防の手続には

熊谷市電子申請届出サービスの電子申請が便利です



電子申請サービスのメリット

いつでも

24時間365日、時間を問わず申請が可能です。

どこでも

パソコン・スマホ・タブレットから、場所を問わず申請が可能です。

【連絡事項】

■令和7年4月1日からシステム変更

ぴったりサービスから熊谷市電子申請届出サービスへ電子申請システムが変更になりました。

■ぴったりサービスによる電子申請は行えなくなりましたので御注意ください。

申請可能な手続

- ・ 消防計画作成（変更）届出
- ・ 防火・防災管理者選任（解任）届出
- ・ 全体についての消防計画作成（変更）届出
- ・ 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告
- ・ 防火対象物点検結果報告
- ・ 防災管理点検結果報告
- ・ 統括防火・防災管理者選任（解任）届出
- ・ 自衛消防組織設置（変更）届出
- ・ 防火対象物・防災管理点検報告特例認定申請
- ・ 防火対象物・防災管理対象物管理権原者変更届
- ・ 防火対象物使用開始届出
- ・ 自衛消防訓練届出
- ・ 工事中の消防計画
- ・ 火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出
- ・ その他届出、随時登録予定



熊谷市消防本部ホームページ

https://www.city.kumagaya.lg.jp/about/soshiki/syobo/honbusosiki/yobou/oshirase/kasaiyobo_densi.html

お問い合わせ先

熊谷市消防本部予防課

TEL：048-501-0118（直通） FAX：048-521-1207